

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

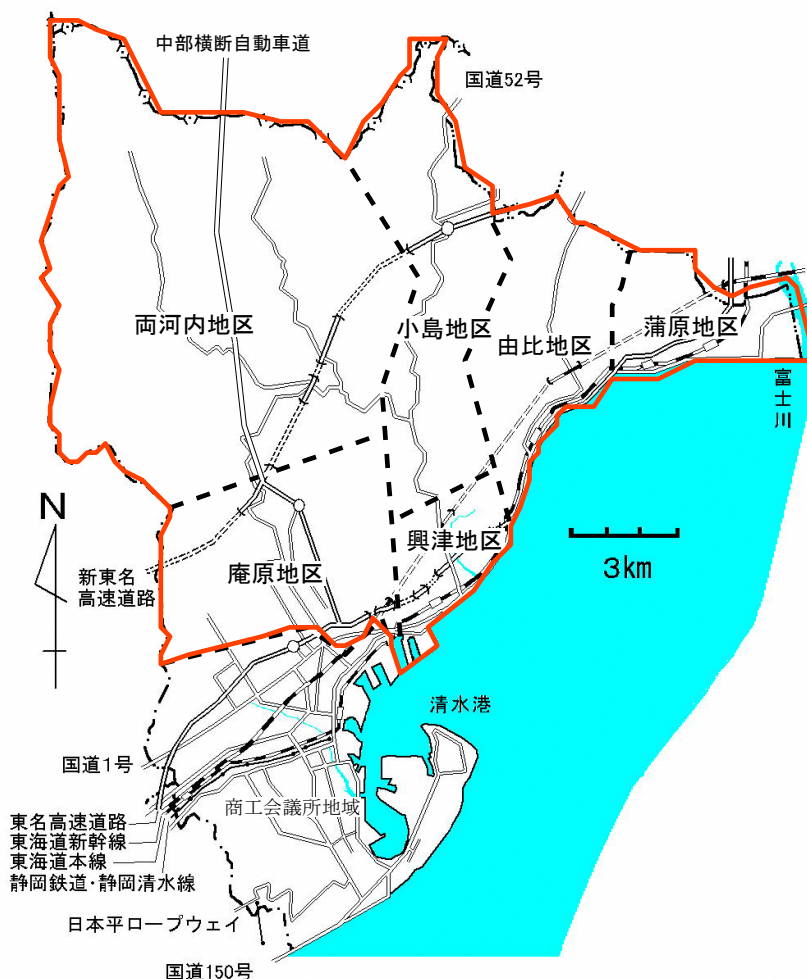
I 現状

(1) 地域の概要・立地

静岡市清水区は、静岡市の3つの行政区の一つで、旧清水市のエリアを含む地域である。人口は約22.5万人（2024年3月時点）、面積は約265平方キロメートルとなっている。

静岡市清水商工会が管轄する地域（以下 本会管轄地域 とする）は、図表1に示すとおり静岡市清水区のうち東部から中北部に至る蒲原、由比、興津、小島、両河内及び庵原の各地区をその範囲としている。面積では清水区の約8割<sup>1</sup>近くを占めるが、人口では約2割の地域である。静岡市清水区は会議所と併存した地区であり、本会と商工会議所との管轄の区分は、図表1の朱線で囲まれた地域が本会管轄地域で、他の地域が静岡商工会議所清水事務所の管轄する地域である。

図表1 静岡市清水商工会 管轄地域 地図



<sup>1</sup>（本会管轄地域面積 213 k m<sup>2</sup> / 清水区面積 265 k m<sup>2</sup> 「政府統計の総合窓口（e-Stat）」の「地図で見る統計（統計 GIS）」から国勢調査（小地域）データをダウンロードした際に提供される境界データから本会にて計算 国土地理院等による公式な面積とは一致しない）

(2) 地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

本会管轄地域のおもな河川は、両河内・小島・興津の三地区にまたがる流域面積約120km<sup>2</sup>の「興津川」と庵原地区を流れる流域面積21.9km<sup>2</sup>の「庵原川・山切川」、蒲原地区を流れる流域面積3,990km<sup>2</sup>の「富士川」である。各地区とも洪水および土砂災害リスクが存在し、特に山間部や河川沿いの住民は、災害時の早期避難を心がけるべきである。

1. 洪水リスク

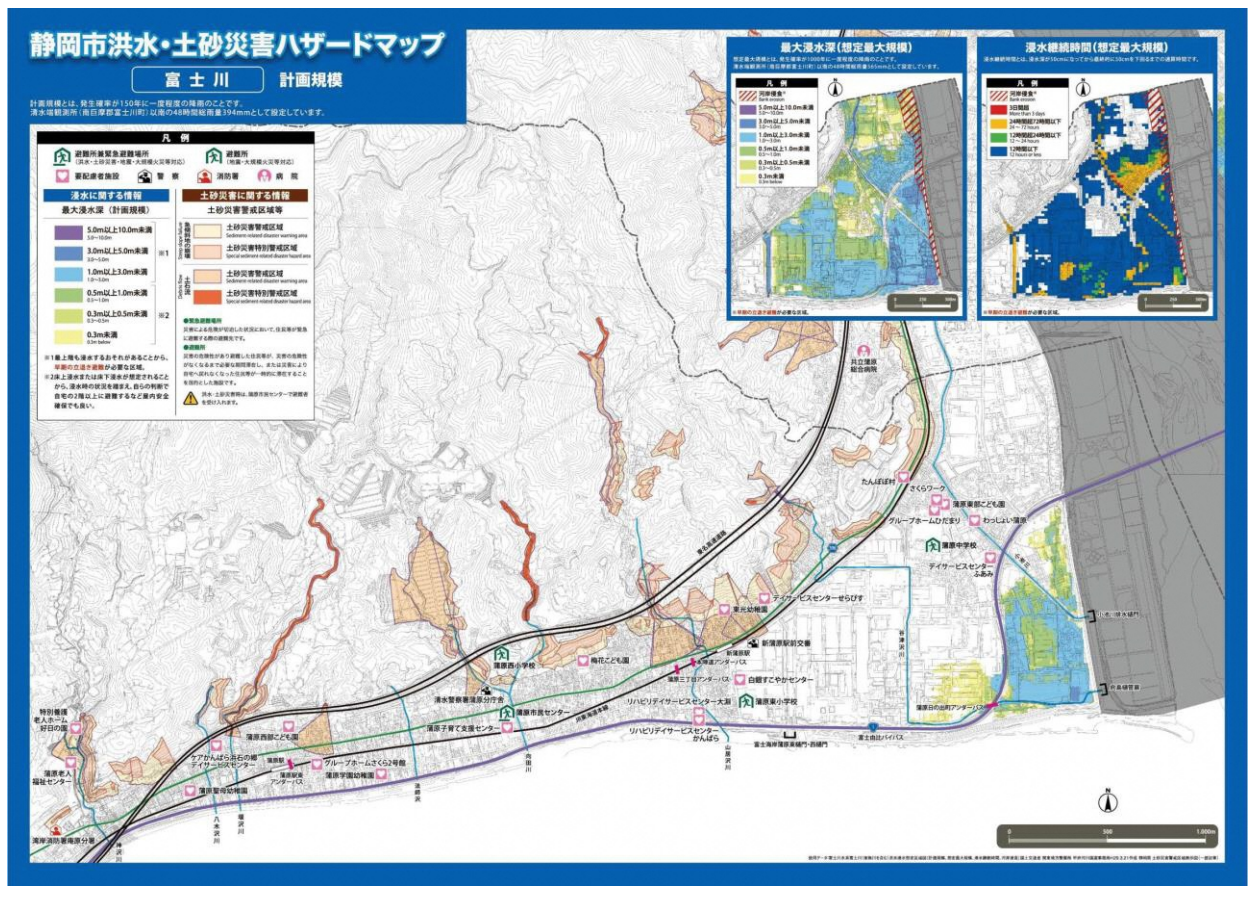
蒲原地区：富士川沿いの洪水リスクが高く、特に低地では水深3メートル以上の浸水が予想される。  
両河内地区：興津川の上流に位置し、豪雨時には河川氾濫による浸水リスクがある。  
興津・小島地区：河川沿いの低地で洪水リスクが高く、特に川沿いの地域で浸水が懸念される。  
庵原地区：洪水リスクは低いが、局地的な豪雨での浸水の可能性はある。

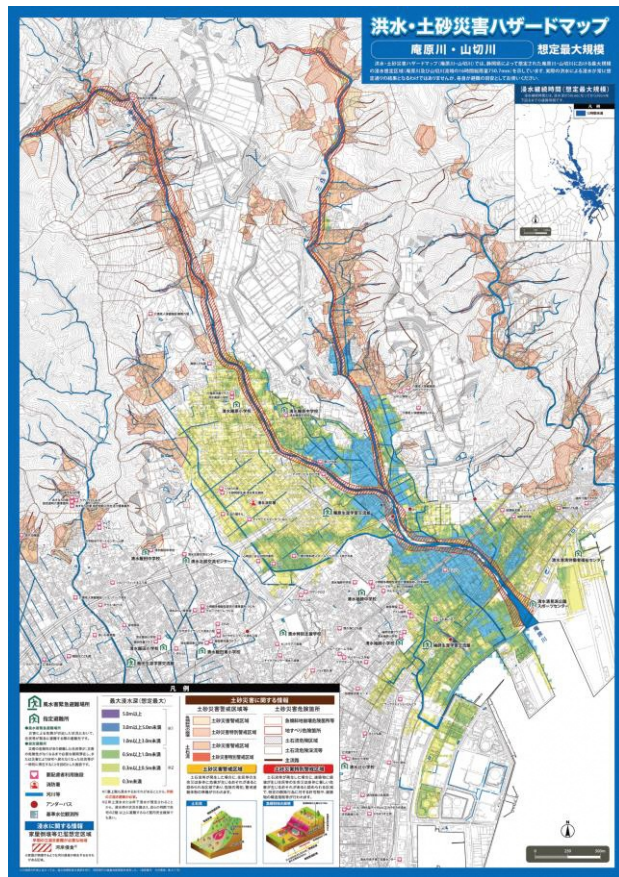
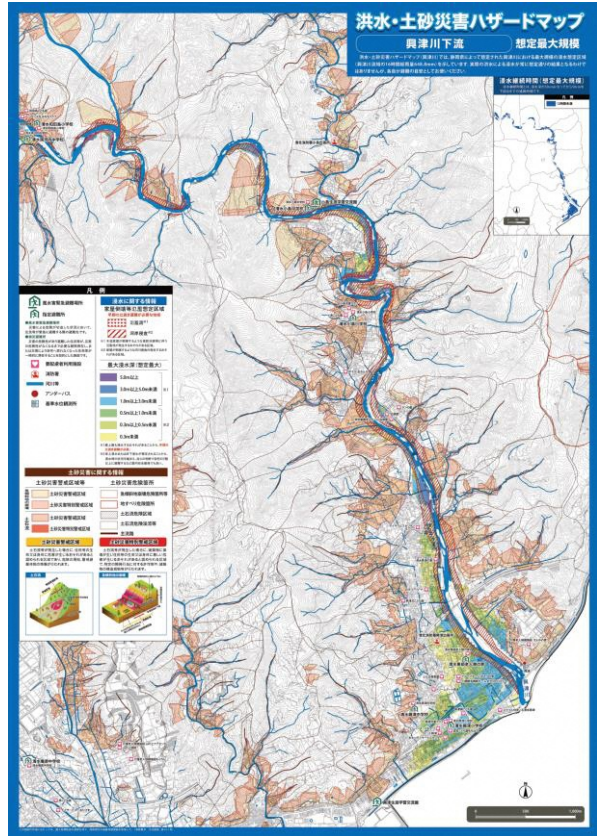
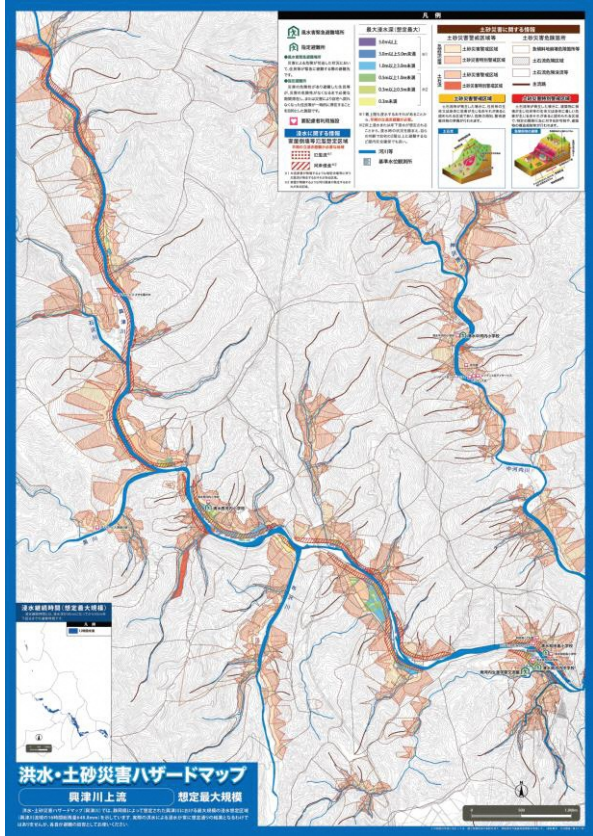
2. 土砂災害リスク

全地区共通：山地や急斜面が多く、特に蒲原、両河内、興津、小島、庵原地区は土石流やがけ崩れのリスクが高い。豪雨時や地震時には特に警戒が必要で、避難準備を怠らないことが重要である。

興津川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、令和4年9月の台風15号においては、河川の氾濫、護岸の崩壊、土砂崩れ、浸水、道路の通行止めや停電、断水など広範囲に多大な被害を受けた。静岡市内（特に清水区）では巴川や各河川、水路の氾濫により、4462戸の家屋で床上浸水、1,762戸の家屋で床下浸水被害があり、また興津川の取水口に流木が詰まった影響などで清水区の8割にあたる、およそ6万3000世帯で断水が起き、復旧までに1週間以上要した。

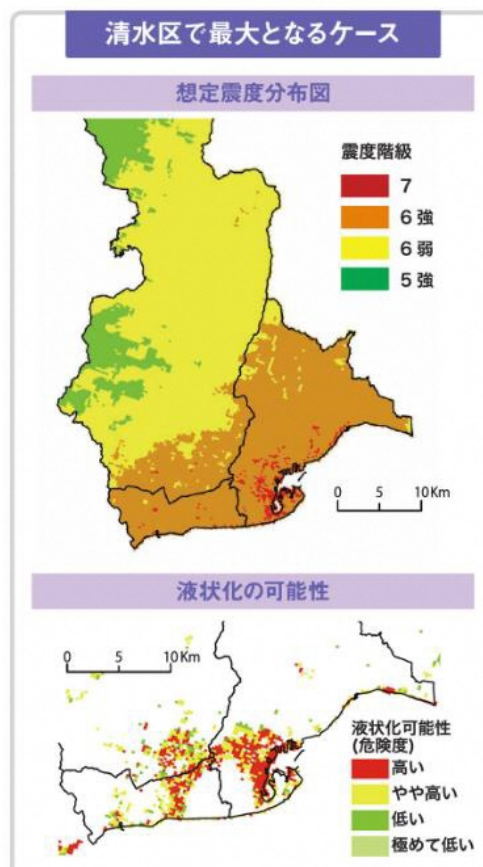
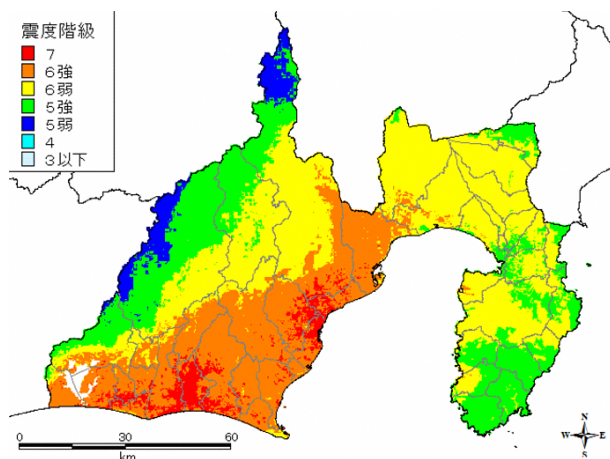
庵原川流域でも庵原川・山切川両河川で護岸崩壊、道路決壊等数ヶ所で災害が起き、庵原地区の家屋への浸水被害も甚大となった。





(地震：静岡県第4次地震被害想定)

南海トラフ地震の発生確率は今後30年以内に70～80%とされている。静岡県第4次地震被害想定では、これまで静岡県が地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付け、さらに東日本大震災から得られた教訓として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を「レベル2の地震・津波」とし、二つのレベルの地震・津波を想定の対象としている。

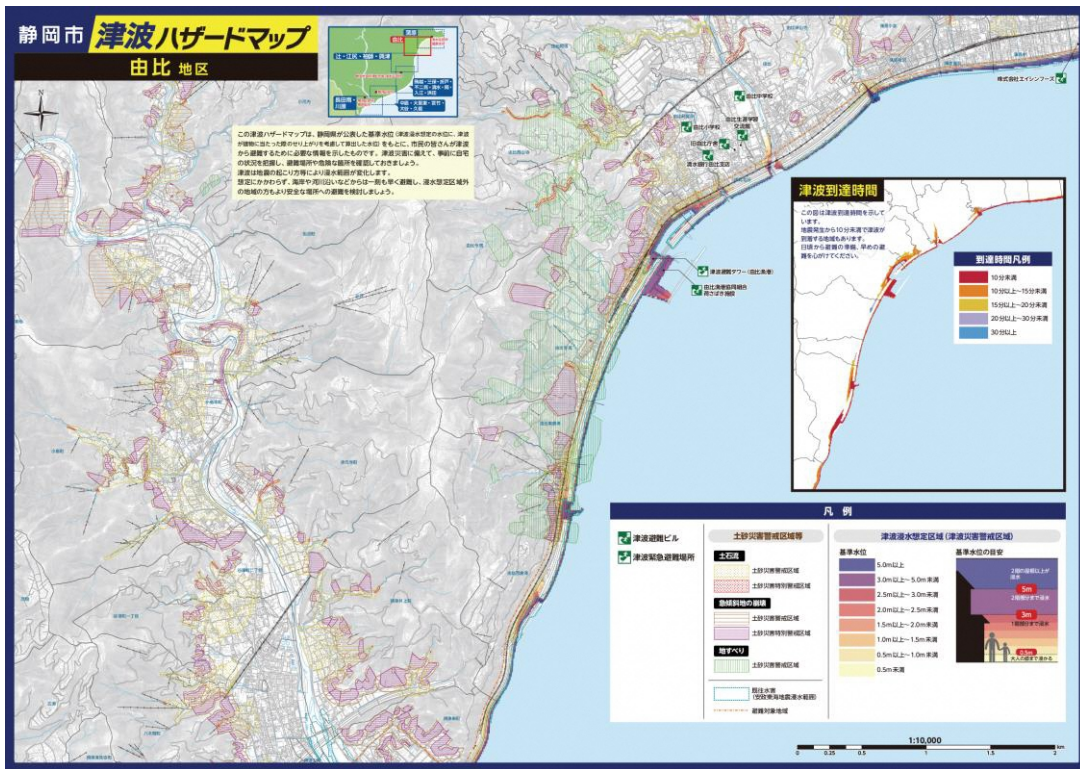
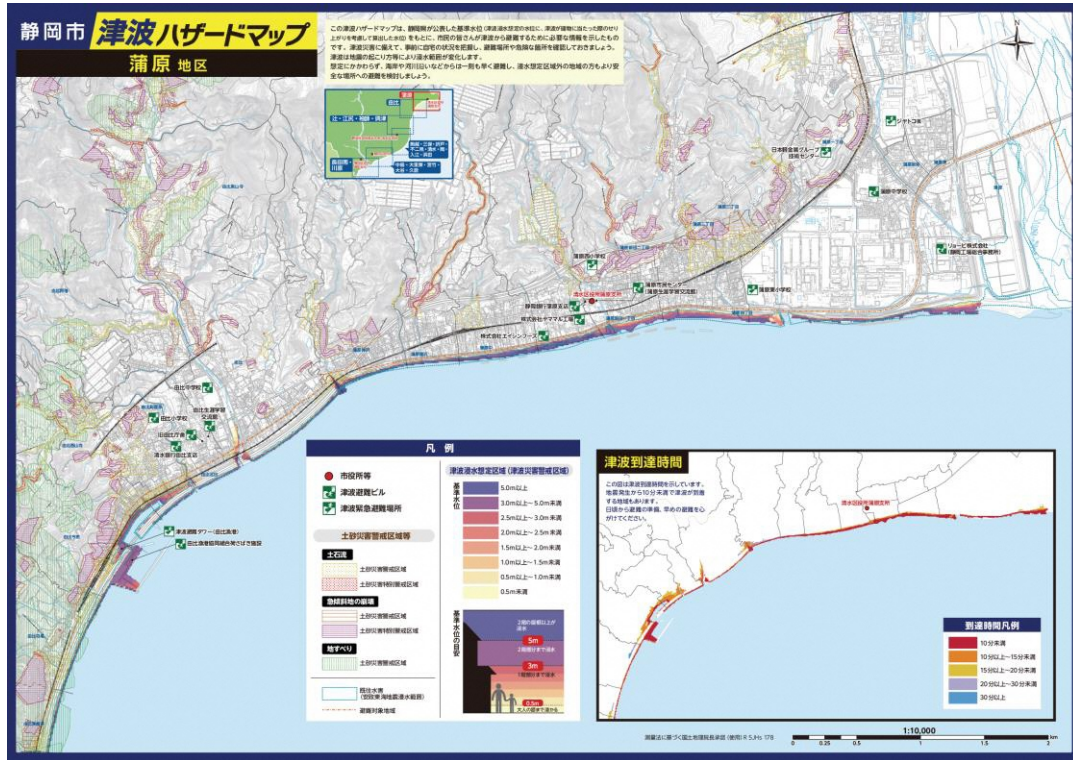


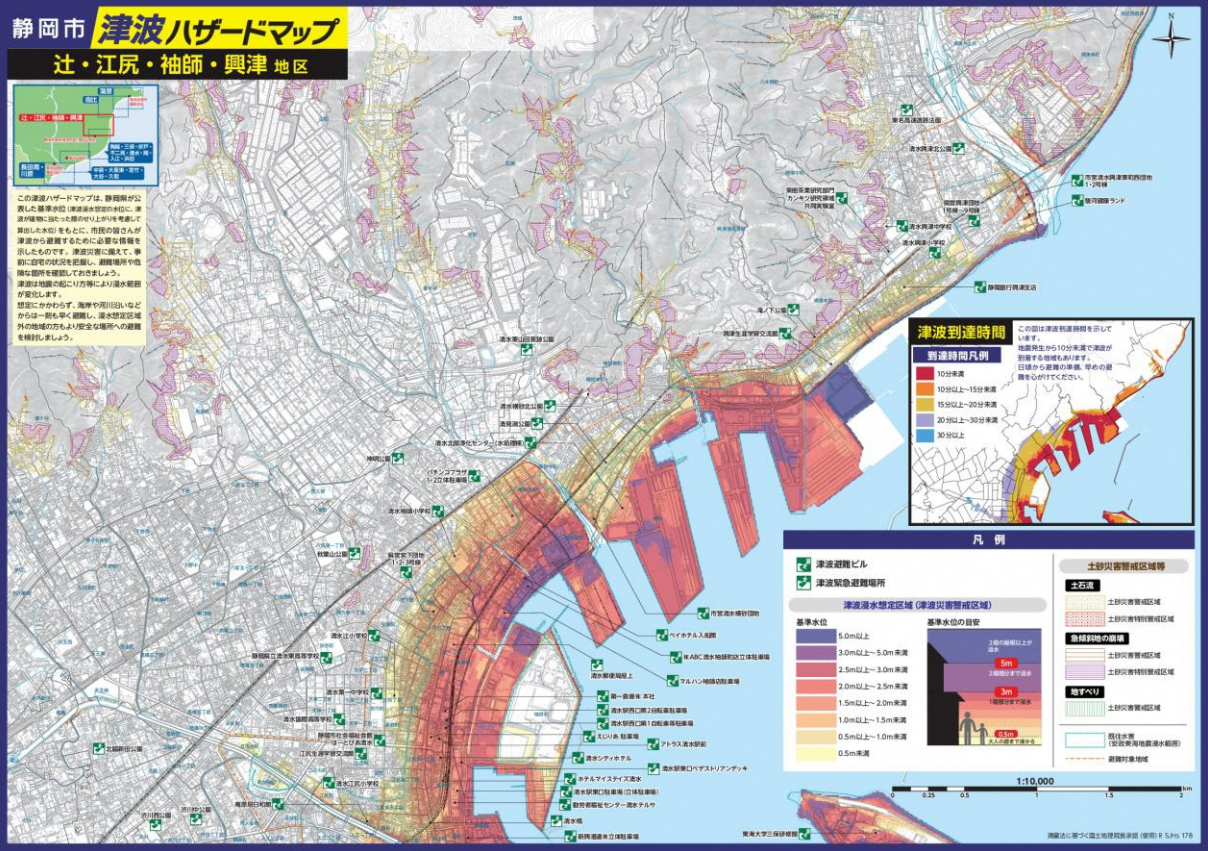
●市内全体でこんなに被害が...(南海トラフ巨大地震、地震動：基本ケース、津波：ケース①、冬・夕)

強い揺れによる 建物全壊棟数	火災による 建物焼失棟数	液状化による 建物全壊棟数	山・崖崩れによる 建物全壊棟数	津波による 建物全壊棟数
<b>40,000棟</b> 葵区…15,000棟 駿河区…12,000棟 清水区…13,000棟	<b>35,000棟</b> 葵区…13,000棟 駿河区…10,000棟 清水区…12,000棟	<b>370棟</b> 葵区…100棟 駿河区…70棟 清水区…200棟	<b>790棟</b> 葵区…500棟 駿河区…90棟 清水区…200棟	<b>2,500棟</b> 葵区…0棟 駿河区…200棟 清水区…2,300棟
<b>建物倒壊による 死者数</b> <b>1,100人</b>  葵区…500人 駿河区…300人 清水区…300人	<b>火災による死者数</b> <b>1,100人</b>  葵区…500人 駿河区…400人 清水区…200人	<b>山・崖崩れによる死者数</b> <b>70人</b> 葵区…40人 駿河区…10人 清水区…20人	<b>津波による死者数</b> <b>7,800人</b> 葵区…0人 駿河区…1,300人 清水区…6,500人	

(津波：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、想定される最大クラスの地震（南海トラフ巨大地震）が発生した場合、本会管轄地域の海岸沿いでは、各地区とも、津波到達時間が**10分未満**の地域が多く、迅速な避難が必要である。最大**5m**以上の浸水が予想され、河川や海岸沿いに住む住民は特に注意が求められる。津波避難ビルやタワーの利用、避難経路の確認が不可欠であり、日常的な準備が重要となる。





(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。令和2年に急速に感染拡大した新型コロナウイルス感染症では、当地区においても多くの市民の生命および健康に重大な影響を与え、社会経済に深刻な影響を及ぼした。

感染拡大に伴い、外出自粛や施設の休業が要請されたことで、企業活動が停滞し、経済的損失が拡大した。特に観光業、飲食業、サービス業など対面での接客が中心となる産業は深刻な打撃を受け、回復には長い時間を要した。さらに、リモートワークの普及やオンラインサービスの拡大が進んだ一方で、これに対応できなかった企業や業種では業績の低下が顕著となった。

今後も新たな感染症の出現が懸念される中で、これまでの教訓を踏まえた柔軟かつ迅速な対応が求められ、地域全体での協力体制と持続可能な経済活動の確保が重要である。

(その他)

静岡市清水区の気候は、静岡県の大部分の地域と同様に極めて温暖で、夏季は高温多湿、冬季は温暖少雨の表日本気候(太平洋型気候区)に属している。年間を通じて温暖な気候で、近傍の静岡地方気象台で発表されている年平均気温は16.3度である。温暖な気候は農業や観光など多くの産業にとって有利な条件である一方で、近年の気候変動により、さまざまなリスクも増加している。

夏季の猛暑が頻発することにより、熱中症のリスクが高まり、特に高齢者や子どもなどの弱い立場の人々に大きな影響を与える可能性がある。また、猛暑による電力需要の増加に伴い、電力供給が逼迫し、冷房機器の使用過多による停電や設備の故障リスクが懸念される。

加えて、農業分野では異常気象による作物への影響も無視できない。高温による作物の生育不良や病虫害の発生増加、豪雨による収穫の遅延や品質低下など、気候変動がもたらす不安定な環境は、地域の農業生産にも影響を及ぼすリスクがある。

(3) 商工業者の状況

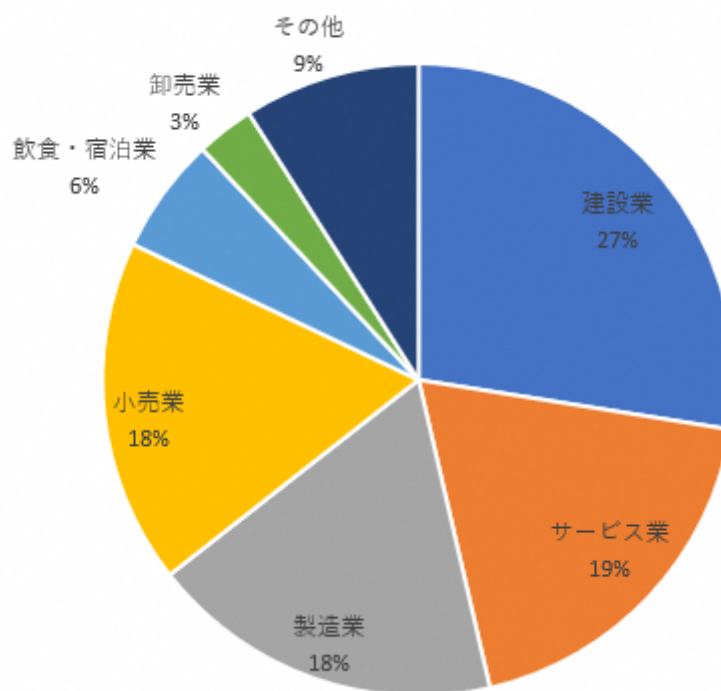
2024年3月末現在の本会管轄地域の商工業者数は、1,861事業者でありその内1,699事業者が小規模事業者となっている。本会管轄地域では、全国的な傾向と同様に、商工業者に対する小規模事業者の割合が高く、業種による差があるものの、全体においては90%を超えている。

商工業者に対する小規模事業者の割合（2024年3月末現在）

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	512	336	55	328	111	351	168	1,861
小規模事業者	496	287	47	305	104	326	134	1,699
割合	96.9%	85.4%	85.5%	93.0%	93.7%	92.9%	79.8%	91.3%

業種別の割合をみると建設業（27%）、サービス業（19%）、製造業（18%）、小売業（18%）が高い割合を占めており、4つの業種が商工会管轄地区内の中心となっていることがわかる。

静岡市清水商工会 管轄地域内 商工業者業種別割合



当地区は、建設業・製造業・サービス業・小売業を中心に様々な業種の事業者が存在しているが、駅前等に個店が連なる商店街がない、大規模な工場地帯等がない等、特定の業種が一か所に集積している地域はなく、事業者は、各地区に点在している。

(4) これまでの取組

1) 当市の取組

ア 防災計画関係

(ア) 地域防災計画及び津波防災地域づくり推進計画の策定

(イ) 静岡市防災会議による防災計画の推進

イ 災害時協力協定・相互応援協定の締結

ウ 防災資機材・施設関係

(ア) 防災無線等による情報伝達体制の構築

(イ) 防災用資機材の設置及び分散備蓄

(ウ) 緊急避難場所・避難所・救護所の指定

エ 津波対策

(ア) 津波避難ビルの指定及び津波避難ビル整備事業に対する助成

(イ) 津波避難タワー、津波避難誘導標識等の整備

オ 土砂災害防止対策（土砂災害危険箇所の整備等）

カ 地震等防災訓練

(ア) 総合防災訓練、地域防災訓練、津波避難訓練等の実施

キ 防災意識の啓発

(ア) 自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした市政出前講座の開催

(イ) 地区防災会議（三者会合・四者会合）の開催

(ウ) 静岡市防災マップ、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ等作成・配布

ク 自主防災組織関係

(ア) 自主防災組織の育成指導及び自主防災連絡会の組織

(イ) 防災資機材購入等に係る助成

ケ その他

(ア) 国民保護法関係事業

(イ) 水防関係事業

(ウ) 建築物の耐震化事業

(エ) 公共施設の耐震化計画

(オ) 耐震性貯水槽の整備

(カ) 災害時協力井戸の登録推進 ほか

2) 当会の取組

・BCP個別相談会の開催

・専門家派遣による事業継続力強化計画の策定支援

令和2年度 4事業所

令和3年度 2事業所

令和4年度 2事業所

令和5年度 3事業所

・損保会社（あいおいニッセイ同和損害保険）と連携した事業継続力強化計画の策定支援

令和5年度より実施。全会員宛てにチラシ配布、その後個別連絡、個別支援

・防災備品（水、ヘルメット、救命胴衣等）を備蓄

II 課題

1. 事業者に対する災害リスクの周知不足

上記「(2)地域の災害リスク」で述べたとおり、本会管轄地域は災害が発生した場合甚大な被害が想定されている地域である。地元の中小企業に対する災害リスク等の周知については、商工会の窓口等で、静岡市が作成しているハザードマップ等を通じ情報提供しているが、周知が限定的であり、事業者に対する災害リスク等の情報発信が十分とはいえない。

また当会で勤務する職員にあっては、管轄地区内で発生する災害リスク等について十分に把握し



ていない。そのため、事業者に対し当地区で発生しうる災害リスク等について情報提供をすることができず、災害リスクの周知不足に繋がっている。

## 2. 災害発生時の体制の不整備

当会は合併を経た商工会であり、現在のところ旧地区事務所に職員が分散勤務している。そのため災害発生時に事務所ごと、職員が身を守るための適切な行動を確認しておくことが求められる。

当会事務所が立地している場所も上記「(2)地域の災害リスク」で示したとおり、災害被害が想定されている地区であり、災害に対する防災・減災の対策が必要となるが、防災備品の十分な備蓄ができていない。また地震発生時には津波等から避難するため迅速な行動が求められるが、避難経路や避難場所等を職員が把握しておらず、緊急時に対応ができていない。

## 3. 業務の継続

災害や感染症の流行等で職員が出勤不能となった場合、リモートワーク環境が整備されておらず、業務が継続できない。

## 4. 最新情報の反映

BCPが一度作成された後、新たなリスク等が生じた場合でも計画の更新がなされない。

## 5. 関係機関との連携不足

災害等の情報提供やBCPの取組みについては、当会だけで実施するのは不可能であり、静岡市をはじめとする各関係機関と連携し、支援を行っていくことが必要となる。

しかし現在当会においては、各関係機関との連携が不足しており緊急時等における具体的な連携体制やマニュアルが整備されていない。

### III 目標

#### 1. 職員の資質向上

(1)年1回以上、社内研修を行い、災害リスクの把握及びBCPの重要性について職員の意識向上を図る。

(2)あいおいニッセイ同和損害保険(株)からの情報により小規模事業者のBCP策定状況の把握に努め、本会幹部会議で情報を共有する。

#### 2. 訓練とシミュレーション

(1)年1回以上、緊急連絡網により、安否確認を想定した連絡訓練を実施する。

(2)年1回以上、地震を想定した避難訓練を実施する。

(3)必要な防災備品等の備蓄を行う。

#### 3. 業務の継続

サイバーセキュリティ対策を強化し、データバックアップとリカバリープランを整備する。クラウドサービスやリモートワーク環境を整備し、災害時の業務継続を確保する。

#### 4. 最新情報の反映

必要に応じBCPを見直し、最新のリスクや業務状況を反映させる。

#### 5. 関係機関との連携

災害等の情報提供について、静岡市をはじめとする各関係機関と連携し必要な協議を行う。

#### ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

- ・ 静岡市、静岡市清水商工会、関係団体との連携を密にし、本計画との整合性を整理し、災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、LINE、Instagram等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・ 当会は令和2年度事業継続計画を策定した。内容は適宜更新している（別添）。

#### 3) 関係団体との連携

##### ・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携

全国商工会連合会とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は相互に幅広い連携・協力関係を構築し、地域の小規模事業者等の労務リスク対策を支援するために、「小規模事業者等の労務リスク対策支援に関する連携協定」を2018年11月21日に締結した。

##### a 小規模事業者に対する災害リスクの周知

「リアルタイム被害予測ウェブサイト・アプリ cmap」を活用し会員事業者の事業所所在地のハザード情報をピンポイントで5つの項目（地震・津波・浸水・土砂災害・台風）についてレポートを提供し、自然災害等のリスク及び取組・対策等について説明する。また、火災保険や自動車保険の見直し等、事業継続に関わる損害保険の相談に対応する。

b BCP 策定支援

あいおいニッセイ独自の「BCP 作成キット」や活用し、簡易に自社の BCP を作成する。  
また、BCP 策定支援セミナーや BCP 訓練セミナー等を開催し、BCP 策定の重要性等の周知を図る。

・東京海上日動火災保険株式会社との連携

全国商工会連合会と東京海上日動火災保険株式会社は、小規模事業者に対する自然災害等のリスク対策を支援するため、2017 年 11 月 29 日に「小規模事業者等に関するリスクマネジメント支援に関する協定」を締結した。

a 小規模事業者に対する災害リスクの周知

会員事業者の事業所所在地のハザード情報をピンポイントで分かりやすいレポートで提供し自然災害等のリスク及び取組・対策等について説明する。

b BCP 策定支援

商工会と東京海上日動が共同で作成した中小企業・小規模事業者のための事業継続計画(BCP)シートをもとに、BCP 策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・その他

- ・感染症に関しては、終息時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共済。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 B C P 等取組状況の確認

・静岡市事業継続力強化支援連絡会の開催

当会や静岡市をはじめとする関係団体で「静岡市事業継続力強化支援連絡会」を開催（通常年 1 回・必要に応じ適宜）し、本支援計画の状況確認や改善点等について協議する。

	静岡市事業継続力強化支援連絡会 (計画の進捗状況や改善点等の確認)
[構成員]	静岡市 静岡市清水商工会 必要に応じて専門家を招聘する

5) 当該計画における訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード 8 の地震)が発生したと仮定し、静岡市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じ実施する)。

## ＜ 2. 発災後の対策 ＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。安否確認は、「商工会災害状況報告システム(職員の被害報告)」を活用する。各職員がシステムにログインして必要情報を入力、登録を行い報告する。
- ・発災時において、当会と当市の間で職員の安否確認の結果や大まかな被害状況等を共有する。情報を共有する連絡方法としては、事務所の固定電話又は E メールを使用する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、静岡市における感染対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。被害の状況と想定する応急対策の内容については、下記「被害規模の目安と想定する応急対策の内容」を判断基準に対策を講じる。

#### 被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業者で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害は発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>(2) 被害調査・経営課題の把握業務</li> <li>(3) 復興支援策を活用するための支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急相談窓口の設置・相談業務</li> <li>(2) 被害調査・経営課題の把握業務</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～3 週間	2 日に 1 回共有する
4 週間～2 ヶ月	3 日に 1 回共有する
2 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

### < 3. 災害時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・小規模事業者の被害状況の把握及び報告については全国商工会連合会が開発した「商工会災害状況報告システム」を活用する。商工会職員等が確認した被災状況を本システムから携帯端末等で入力し情報を共有するもので、被災状況の入力や報告を簡易的に実施するための支援システムである。入力した被災状況は CSV でデータを書き出すことが可能であり被災状況の報告を迅速に行うことができる。入力箇所の備考欄に必要な物資や要望等を記載することで、現在被災地が必要としている物資や支援の情報を静岡市等に適切に報告することができる。なお商工会災害状況報告システムにより把握及び入力する被災状況については下記のとおりとなる。

#### 【商工会災害状況報告システム把握及び入力情報】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者</li> <li>・家族</li> <li>・従業員</li> </ul> (軽傷 重傷 行方不明 死亡)
物的被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗工場(全壊・半壊・一部破損・床上浸水等)</li> <li>・社長自宅(全壊・半壊・一部破損・床上浸水等)</li> <li>・商品</li> <li>・機械</li> <li>・器具備品</li> <li>・車両</li> </ul>
被害額(円)	
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項・所在地等

【商工会災害状況報告システム「会員の被害報告」 一部抜粋】

商工会災害状況報告システム

静岡県静岡市清水商工会

[会員]の被害報告 ※は必須

被害状況を入力し、[確認]をクリックして下さい。

1.会員名※ :

所属 : 親会 青年部 女性部 壮青年部

2.地区名 :

3.被害状況※ : あり なし

4.人的被害状況

(1)経営者 :  ▼

(2)家族 :  ▼

(3)従業員 :  ▼

5.物的被害状況

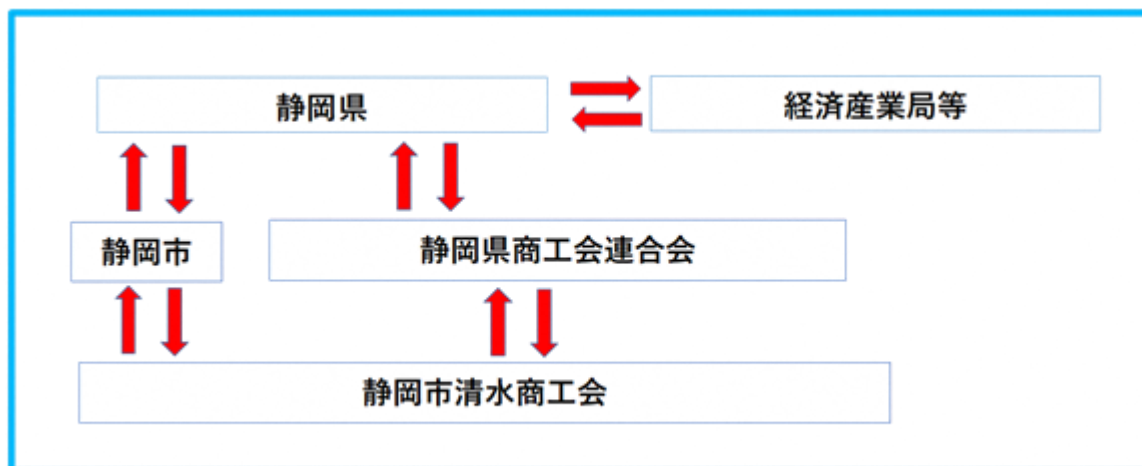
(1)店舗工場 :  ▼

(2)社長自宅 :  ▼

(3)商品 : あり なし

- ・商工会で把握した被害等の情報は速やかに静岡市及び静岡県商工会連合会に報告する。上記システムから抽出した CSV データを静岡市に E メールにて報告する。静岡市は、商工会から報告のあった被害等の情報を速やかに静岡県に報告する。被害状況の連絡体制については、下記表「被害状況の報告体制」のとおりとする。

【被災状況の報告体制】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、静岡市と協議し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また必要に応じ出張窓口相談を実施する。国や静岡県より依頼を受けた場合はこれに従い特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。本会各支所の職員は、災害が発生し、安全確認ができた後概ね1週間以内を目安に事業所を訪問し、「商工会災害状況報告システム」を活用して人的・物的被害状況等を確認する。また地区内の被害状況等が落ち着いた段階(安

全確認ができた後概ね 2 週間～3 週間)において、事業継続の意思の確認や経営課題(資金繰り・保険請求手続き等)の抽出の調査を行う。

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策(国や静岡県、静岡市等の施策)について積極的に情報収集し、地区内小規模事業者等に周知を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県等に相談する。
- ・ 国や静岡県、静岡市が提供する復興施策について、管轄地区の事業者に対し積極的な周知を行う。また、静岡県や静岡県商工会連合会等で開催する販路回復・拡大施策として物産展等がある場合も同様、情報の提供を行い小規模事業者の支援を実施する。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

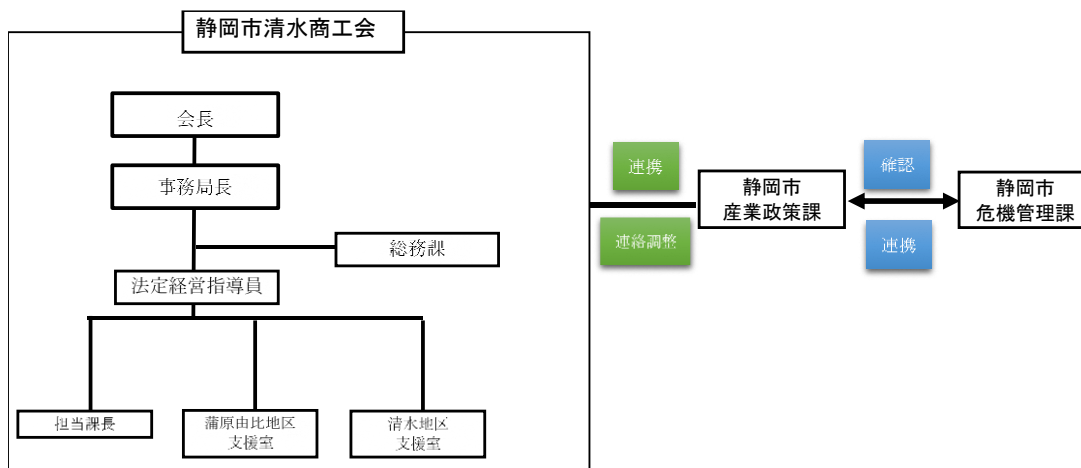
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

■氏名： 矢部田 久幸

■連絡先： 静岡市清水商工会 TEL：054-369-0431

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

法定経営指導員を中心として、各支所の経営指導員と連携し本計画の具体的な取組みや実行を行うものとする。

事業継続力強化支援計画に基づく進捗の確認や見直しは年に一度程度行うものとする。

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

静岡市清水商工会

〒424-0204 静岡県静岡市清水区興津中町 1904

TEL：054-369-0431 FAX：054-369-6224

E-mail: info@ss-sci.or.jp

②関係市町村

静岡市役所 経済局 商工部産業政策課

〒424-8701 静岡県静岡市清水区旭町 6-8

TEL：054-354-2185 FAX：054-354-2132

E-mail: sangyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
セミナー開催費	50	50	50	50	50
専門家派遣費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、静岡市補助金、静岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
①あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 住所：東京都渋谷区恵比寿 1-28-1 代表者：代表取締役社長 新納啓介 ②東京海上日動火災保険株式会社 住所：東京都千代田区大手町 2 丁目 6 番 4 号 代表者：取締役社長 城田宏明
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ② BCP 策定支援
連携して事業を実施する者の役割
①会員事業者の事業者所在地のハザード情報の提供、保険の見直し相談等 ②BCP 策定ツールの提供、指導及び助言
連携体制図等